

能代労働基準監督署発表  
令和4年11月1日

【照会先】

能代労働基準監督署  
署長 中村 茂樹  
○ 監督・安衛課長 伊藤 大貴  
(電話)0185-52-6151

報道関係者 各位

【能代監督署】医療機関に対する労働時間等説明会の開催について  
(令和6年4月から医師について時間外労働の上限規制が適用されます)

能代労働基準監督署(署長 中村 茂樹)は、医療機関における労働時間等の周知・理解を目的とした説明会を下記により開催します。

◆講習会の目的

働き方改革への企業の取組が進む中、医師に関しましては、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されておりますが、この猶予期間中に、長時間労働の削減に自主的に取り組んでいただくことが重要です。このため、本説明会においては、時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等について説明を行います。

また、「医師、看護師等の宿日直の許可基準」及び「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」等についても説明するとともに、秋田県健康福祉部医務薬事課の担当者から医師の時間外労働に係る特例水準の指定制度に関すること等について説明します。

◆講習会の概要

- ・日時：令和4年11月11日(金) 午後1時30分～午後3時30分
- ・場所：能代山本広域交流センター 第一研修室 (能代市字海詠坂3-2)
- ・対象：能代労働基準監督署管内の医療機関
- ・内容：改正労働基準法等について  
医師、看護師等の宿日直の許可基準について  
医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について  
医師の時間外労働に係る特例水準の指定制度に関すること等について
- ・主催：能代労働基準監督署(秋田県健康福祉部医務薬事課及び一般社団法人秋田県医師会との共催)

◆お問合せ先

能代労働基準監督署 監督・安衛課  
〒016-0895 能代市末広町4-20 能代合同庁舎3階  
TEL：0185-52-6151 FAX：0185-52-6155

報道機関の皆様には、労務管理に対する理解の促進に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。